

変化に対応する
税制の構築

Policy Review

時代の変化と税制

税は経済の骨格を成すものである。税ですべての経済問題が解決できるわけではないが、安定的な税収がなくては、経済は一日たりとも動かない。また、税は経済活動のいたる所にその手足を伸ばし、人々の行動に影響を及ぼす存在でもある。税に歪みが生じれば、その社会的損失は非常に大きなものとなる。

この号で専門家の方々が論じているように、社会の大きな変化は、日本の税のあるべき姿を根本的な所から見直すことを求めている。グローバル化の流れは、世界に突出して高い日本の法人税負担の見直しを迫っている。少子高齢化の中での社会保障費の増大は、安定財源としての消費税率の引き上げを求めているように見える。そして、世界的な課題となっている地球気候変動への対応は、炭素税という大きな税収を生み出す新たな税の導入の可能性を意味している。

残念ながら、税制改正の動きは鈍い。行政の無駄がゼロになるまで消費税率の引き上げは認めないという国民世論が、消費税率引き上げの論議を止めている。強い存在の企業への法人税を引き下げ、弱い存在の消費者への消費税を引き上げるのはおかしい、という俗論が、本当の意味での国民にとって利益のある税制改革の議論を歪めている。

日本は強い経済力を持っている。政府債務が膨らんでも、まだ財政赤字を続ける余地が残っている。しかし、そうした「強さ」が仇となって、財政健全化が先送りになっている。このままでは、国債費の急増による財政硬直化なのか、インフレなのか、何らかの「財政破綻的状况」が起きるのではないかと心配している人は私だけではないだろう。

正しい税の議論を

今こそ、日本の税のあるべき姿を、本質的な所から議論しなくてはいけない。税を単なる歳入増大や財政健全化の手段としてだけ見るのではなく、社会の様々な活動を支える重要な存在としてとらえなくてはならない。消費税率を上げる目的は、帳簿上の財政の健全化を実現するためというよりは、高齢社会の中で社会保障の仕組みを堅持するためなのである。

税の専門家の方は消費税の目的税化には賛成しないかもしれない。原則論から言えばその通りだが、増税をすればまた政府がそれを何に使うか分からないという疑念を国民が強く持っているとするれば、そうした疑念を持たれないためにも消費税の増税分を社会保障だけに用途を限定する、目的税化を検討してもよい。

税はその用途とセットで考えるべきという視点は、消費税の分配効果にも関係する点だ。よく消費税は累進的ではないので、低所得者に不利であるという議論がある。確かに、税だけ見ればそうだろう。しかし、消費税の目的が社会保障の充実であり、それによって基礎的年金、医療、教育、給付付き税額控除（所得の少ない人には所得給付が付く制度）にお金が回れば、所得再分配効果を持つことにもなる。税だけでなく、社会保障制度も含めた所得分配を考えるべきなのだ。

■伊藤元重

伊藤元重 (いとう・もとしげ)

NIRA 理事長。東京大学経済学部卒。米国のロチェスター大学 Ph.D.。専攻は国際経済学、流通論。1993年東京大学経済学部教授、96年同大学大学院経済学研究科教授、2007年から同大学院経済学研究科長（経済学部長）。最新著『危機を超えて—すべてがわかる「世界の大不況」講義』(2009年)、講談社。



税制改革と消費税のあり方

井堀利宏

東京大学大学院経済学研究科教授

税制改革のあり方

わが国の財政状況は危機的である。財政再建のためには、地道に歳出削減と増税をするしかない。それでも、政府が消費税率引き上げなどの増税を実施しないのは、国民や納税者に増税への根強い抵抗があるからだろう。それは、現状で税負担が重すぎて増税に応じきれないというよりは、政府の歳出に無駄が多い以上、まず、増税よりも歳出の無駄をなくす方が先決だという考え方である。そのため、増税を伴う税制改革や財政制度、社会保障制度の改革よりも、優先順位が高い政策目標になりがちであって、政府も「無駄ゼロ」という目標を掲げている。

量的な財政再建のためには、地道に歳出削減と増税をするしかない。この点は冷静に受け止める必要がある。増税を身近に感じてはじめて、歳出に負担が伴うことが国民に理解される。消費税などの増税とセットで歳出の見直しを行うべきだろう。

2009年度の予算編成に合わせて、政府・与党は中期的な税制抜本改革の工程を示す「中期プログラム」を決めた。消費税については、景気回復を前提とすることなどを条件に、税収をすべて社会保障に使う「目的税化」し、2011年度から税率を引き上げると明記されている。

税制改革に際しては、格差問題、少子高齢化問題、老後に向けての資産形成の問題、わが国企業の国際競争力の問題、財政赤字問題など、さまざまな困難に対処する必要がある。とくに、経済成長を支える税制で経済社会の活力を引き出すことが重要だろう。その上で、経済成長の成果を公平に分配して、安心・安全のための公共サービスを提供する仕組みを構築すべきである。

他の税収を確保することができれば、法人税率を引き下げるメリットは大きい。法人税率の引き下げを選択しない理由が財政事情だけであるなら、あまり説得的ではない。むしろ、消費税など他の税率を引き上げる代わり

に、法人税率をさらに引き下げることを選択すべきであろう。

しかし、消費税を増税する一方で法人税を減税する税制改革は、たとえそれが経済的にもっともらしいとしても、政治的に通らない選択肢になっている。社会的に強い企業に減税をして社会的に弱い家計に増税をするのは、全体のバランスが崩れて不公平であり、日本経済、日本社会がおかしくなってしまうという議論である。

しかし、企業は生産活動の主体であるから、ここがしっかりしてはじめて、家計の経済状態も良くなる。多くの企業が倒産する不況期にもっとも被害をうけるのは、失業者などの弱者である。企業減税は、それに関係する多くの家計にもメリットがある。たとえば、企業が生産活動に従事することで、被雇用者は雇用の機会を確保できる。株主などの投資家や利子所得に期待する預金者も、企業が元気になって企業価値が上がり、また、金融機関からの借り入れを積極的にするようになって、多くの配当や利子収入を得られる。減価償却制度を国際基準に改正することで、企業の設備投資も刺激されるだろう。企業減税のメリットは（経営者や投資家という直接の利害関係者のみならず、周辺の家計も含めた広い意味での）家計部門に波及する。

消費税の役割

わが国が高齢化社会を目前として、今後貯蓄率の低下が予想されるときに、活力を維持するためにも、貯蓄を刺激する効果のある消費税率の引き上げは望ましい。また、所得税の捕捉に比べると消費税の捕捉は容易であり、租税回避行動に対する歯止めとしてもメリットがある。さらに、消費は所得よりも安定的な課税ベースであるから、課税によるミクロ的悪影響を最小にするという長期的な観点からも、メリットがある。

消費税の拡充は、社会保障など再分配政策の財源とし

て有力である。これからの少子高齢化社会で勤労世代の所得総額が増加することは期待できない。総人口の減少以上のスピードで勤労世代人口が減少していく。他方で、高齢者の総人口はそれほど減少しないし、高齢者も旺盛な消費意欲を持っている。所得税と比較して、消費税は、高齢化社会で急増する社会保障需要を支える安定財源になってくる。

公債の大量発行という現状では、長期的に税収と政府支出を均等にさせるには、ネットで税収を増加させるのは避けられず、消費税率を相当程度引き上げる（15%）可能性も排除できない。しかし、所得再分配としての所得税の機能にもある程度の存在意義があるので、大幅な消費税率の引き上げには問題が残る。また、消費税の引き上げによる増収効果で安易に税収が確保できれば、既得権まで踏み込んだ歳出面での改革をする意欲が失われる。政府支出のなかでも年金給付や後ろ向きの公共投資など存在意義の薄いものは、多い。そうした支出を大幅に削減できれば、消費税率は当面10%程度が妥当な水準といえる。

消費税のあり方

消費税は間接税であり、それ自体に再分配効果を持っていない。この点を重視して、消費税は弱者をいじめる冷たい税だと批判する人もいる。しかし、再分配政策を財源調達面だけから評価することに無理がある。消費税で確保する財源の一部を弱者への集中的な給付に振り向けると、こうした政策は再分配効果の強いものとなる。

消費税率を引き上げる場合、食料品など一部の消費に対して、差別的な軽減税率（あるいは非課税とすべくゼロ税率）を適用することには問題が多い。なぜなら、そうした政策は消費税収を減少させて、弱者への給付財源を乏しくさせるからである。食料品に軽減税率を適用しても、それほどの再分配効果はない。裕福な人ほど消費意欲は旺盛であり、グルメな食料品を多く購入している。弱者が集中的に購入する品目に限定して、軽減税率を適用すれば、再分配効果はある程度期待できる。しかし、そうした食料品の消費は金額的に多くないので、再分配効果も限定的である。また、一部の消費財に軽減税率を適用すると、徴税事務が複雑になり、実務上やっかいな問題も生じる。この点からも、消費税は一律税率を維持して、再分配政策は給付面でしっかりと行うのが望ましい。

企業減税の見返りに消費税増税が行われれば、個々の家計にとってネットで税負担増になるケースもある。社会的弱者ほどその可能性は高い。公平性の観点から、社会保障制度を拡充することで、真の弱者にもメリットが生じるように配慮することも重要である。経済が活性化して日本経済全体のパイが拡大すれば、再分配に回せる財源も多くなるので、そうした対応は十分に可能だろう。

なお、消費税改革の1つのポイントは、相続である。相続のために資産を残すことも、遺産を残す側からみると、一種の消費行為だと考えられる。遺産税に相当するものとして、一律に相続資産に5%で消費税をかけるという考え方があり得る。これは、遺産を残す側にかけるので、基礎控除は必要ないし、相続税との二重課税にもならない。消費税の税率引き上げの前に、その課税ベースを拡大する1つの選択肢だろう。

消費税のような一般的な広くて薄い課税は、財政再建を円滑に進めるために有益である。それは、消費税収が収入の増加となって財政再建に直接寄与するというばかりではない。広く薄くかける消費税は、すべての人の負担になるから、既得権によって便益を受けている人にも、間接的にその既得権の便益に課税するのと同じ効果を持っている。

こうした観点からは、消費税の用途を特定化したり、インフレ・スライド制の年金給付を採用することは、マイナスの効果をもたらす。たとえば、現在の年金はインフレにスライドして自動的に給付額が上昇するシステムを採用しており、消費税率が上昇しても、年金給付もその分だけ上乘せされるから、経済的に恵まれた老年世代への実質的な負担増につながりにくい。さらに、消費税の引き上げによる増収効果は、財政の硬直化の弊害を緩和するから、既得権の整理にとってはマイナスに働く。安易に税収が確保できれば、既得権まで踏み込んだ改革をする意欲が失われるからである。したがって、既得権の整理というプロセスを伴う財政再建が必要であるとすれば、社会保障財源に用途を特定化する目的税として消費税収を用いるのは、弊害もあるだろう。

井堀利宏（いほり・としひろ）

東京大学経済学部卒。ジョンズホプキンス大学Ph.D.。専門は財政学、公共経済学。東京都立大学経済学部助教授、大阪大学経済学部助教授、東京大学経済学部助教授、同教授を経て、1996年より現職。主要著書に『小さな政府の落とし穴』（2007年）、日本経済新聞出版社、『歳出の無駄の研究』（2008年）、日本経済新聞出版社、ほか。

日本のゆくえと税制

田近栄治

一橋大学国際・公共政策大学院教授

伝わらぬ日本の現状

税がなければ、道路も学校もできない。生活に困った人も助けることができない。だから、納税は憲法で定められた義務である。しかし、国民としての義務だけの理由で無理やり税を取られるのはうれしくない。これが、税に対する人情であり、古今東西を通じて、変わらぬものの一つであろう。

しかし、今の日本の問題は、なぜ税が必要か、税制はどうあるべきかについて、政治家が国民に正面から訴えかけていないことである。小泉内閣では税の議論は先送りされ、そのあとの内閣でも、歳出カットを行い、それでも財源が足りない時までは、増税は考えないとしている。その一方、あてにならない財源を埋蔵金と呼んで、本来国債を減らすためのお金を別の歳出にあてている。対抗する野党勢力は、それに負けじとばかり、消費税は上げないと公約している。

これでは、国民に税のことを考えてほしいといっても、本気で聞くとは考えられない。国民の側からすれば、たとえ、国の財政事情は相当に厳しいとは思っても、政治家が、埋蔵金がある、無駄遣いを減らせばなんとかなると言うのなら、わざわざ身を乗り出して、税制改革について耳を傾ける気持ちにはならない。

したがって、日本の税制に今必要なことは、根本にもどって、なぜ税が必要なのか、これからの日本が世界の中で生きていけるために必要な改革とは何かについて国民に訴えることではないのか。ここでは、こうした観点から日本の税について考えたい。

なぜ税が必要か

経済の根幹は、新しい、よりすぐれた物を生み出す活力であるとしても、政府の力なしにはやる気を形にして、その実りを国民に還元することはできない。道路や港、教育、安心・安全な生活、平和な国。こうした国としての

基礎力なしに、経済が発展することはできない。政府による適切なルール作りとサービスの供給が不可欠であり、そのための財源として、国民からの税金が不可欠である。

また、国の役割の根本は変わらないとしても、経済状況次第で、その時々の影響を受けることも確かである。戦後の日本であれば、生活面では、伝染病などから国民を守ることが重要であり、経済面では、経済発展のために貯蓄を動員することが優先課題であった。その後も内外の経済・社会の変動とともに、新たな要請を政策にいかんにか反映させるかが、政府に求められてきた。高度成長のあとの福祉社会の建設、開放経済のなかの国内産業の保護、バブル崩壊後の金融再生とセーフティネットの構築など、政府は変動する経済のなかで新たな対策に追われてきた。

こうした観点に立つと、現在の日本では、新興国の急速な経済成長とともに進行する経済のグローバル化、これまで経験のない速度で進む少子・高齢化、そして地球温暖化のなかで高まる環境への配慮など、新しい課題が政府に突きつけられている。こうした課題を前に、日本がこれから世界のなかで生き抜くためにどのような展望を開くことができるのだろうか。

課題の根深さを考えると、問題はけっして税制改革だけによって解決はできないことは明らかである。その他の政策手段、そして問題によっては、人々の生活習慣などへの働きかけも必要であると思われる。しかし、問題解決と財源は不可分であり、この両側面が相互に作用しあうことを通じて、解決の具体的な方法を国民に示すことができる。税制改革の議論とは、そうした視点に立って、国民に日本が直面している問題とは何か、その解決のための一手段として、税制はどうあるべきかについて問いかけることではないのだろうか。

三つの課題と税制の対応

上に述べた日本の抱えた三つの課題への税制の対応と

は何か。この問題に対する私の考えを述べる。

第1の課題は、グローバル化への税制の対応である。企業の海外直接投資、および証券投資や外貨預金などを通じて、資本は国境を越えて移動している。そうしたなかで、法人税や資産所得への課税が、困難となってきている。高い税率を前に投資家が租税回避を図ることは不可避であるだけでなく、日本の企業が競争力を維持していくためには、海外の企業と同等の扱いが必要である。

そうしたなかで日本とアメリカの法人税率だけが、40%（国と地方分合算）程度と飛びぬけて高い水準となっている。しかし、アメリカでは企業の法人税回避が進み、法人税収の国民総生産額比率で見ると、アメリカはヨーロッパ諸国よりも小さくなっている。税率、負担の両面で名実とも高いのは、日本だけである。もちろん、日本企業が高い税負担にしたがっているのにも理由もある。減価償却費や試験研究費などによる税負担の軽減が大きいことが、その背後にある。これは、高い税率を前提にした見えざる特別措置であり、その恩恵が業種によって偏るという弊害がある。

こうしてみると正すべきは、特別な負担軽減措置を縮小して、法人税率を下げることである。また、法人税のうち、地方分は約10%であるが、地方税源や法人税の執行のあり方を考えると、地方法人税の早急な改革が必要である。

第2の課題である少子・高齢化と税制について考える。言うまでもなく、この問題に対する税制の効果には限界がある。出産に影響を与えるのは税制だけではないし、また、高齢化社会は現実であり、これからしばらく変えることはできない。しかし、高齢化にともなう年金、医療や介護の負担を考えると、税制が深く関係している。

日本では、年金、医療や介護のいずれをとっても、その財源の多くは現役世代の負担となっている。その結果、勤労者の税（所得税と住民税）と社会保険料の負担を見るとほとんどの所得階層で、税より社会保険料の負担の方が大きくなっている。この問題は、若年労働者にとってより深刻である。

経済のグローバル化のなかで若年労働者の雇用が不安定となるだけでなく、同じ年齢層で所得格差が拡大している。もはや、高齢者への社会保障に必要という理由だけで、若年世代から高齢世代に所得を移転することには限界がある。負担を軽減すべき人は、若年世代にも多いというのが、現在の日本の状況である。

そうしたなかでは、現役世代の税と社会保険料負担を一括したものを「税負担」とみなして、その負担調整を図るべきである。具体的には、若年労働者を対象として、

社会保険料を払っていることを前提として、その負担を軽減するなど、これまでの税と社会保険の垣根を取り払った取組みが必要である。終身雇用や、働けば親たちよりも豊かな生活が送れるといった経済環境が過去のものとなった現在、現役世代の負担のあり方についても、抜本的な改革が不可避である。

第3の課題は、環境問題への対応である。京都議定書に続いて、地球温暖化の原因であるとされている二酸化炭素の削減が焦点の課題となっている。そうしたなか、まず問題解決のために税制の担う役割とは何かについて明らかにする必要がある。具体的には、二酸化炭素削減のために、排出規制と排出権取引市場の創設などと組み合わせ、化石燃料への課税を行う必要性がある。

高齢化の進行にともない国内消費が減退し、経済の潜在成長率も低下する。一方、企業の海外投資はこれからも増大する。そうしたなかで、たんに二酸化炭素の排出削減のための罰則的な税制では、経済が成り立たない。一方、石油が投機対象となり、その価格が乱高下するなかで、ガソリン税などの効果を見定めることが困難となっている。また、石油価格の高騰時には、生活対策としてむしろ、燃料費補助が必要となる。

したがって、環境対策としての税制の整合性や役割には不確かなものがある。石油に代わるエネルギー開発、そのための技術開発の促進が日本の大切な政策である。それには、財源が必要である。しかし、石油関連の特別会計の見直しや、エネルギー開発補助金の効果を見定めることが重要であり、財源として安易に化石燃料からの税収を対応づけることは、新たな既得権益を生むことになり望ましくない。

改革にむけて

日本のゆくえと税制をテーマとして、これから日本に必要な税制について考えた。グローバル化、少子・高齢化と環境問題のいずれをとっても、税だけで解決できる問題ではない。しかし、硬直した税制が企業行動を歪めたり、個人負担に偏りを与えることがあってはならない。その正には、法人税の抜本的な見直しや、税と社会保険料の一体改革が重要である。環境問題では、多様な目的に対して、税制の果たすべき役割を定めることが重要である。

田近栄治（たちか・えいじ）

1973年一橋大学経済学部卒業、81年ミネソタ大学経済学博士。専門は財政学。最近の著作『日本の所得分配』（2006年）、東京大学出版会、『アジア投資からみた日本企業の課税』（2007年）、中央経済社、『次世代型医療制度改革』（近刊）、ミネルヴァ書房、ともに共編著など。

税収の動向と税制改革の注目点

中里 透

上智大学経済学部准教授

リーマン・ショック以降の急速な景気の悪化に対する対応策として、日本でも財政による景気の下支えが企図され、財政の健全化をめぐる議論は一時休止といった感がある。景気がさらに下振れするリスクがある現状においては、景気に配慮して財政運営を行うのは当然のことであるが、政府債務の累増と高齢化の進展に伴う財政負担の増加を踏まえると、経済が平時の状態に復帰した時点で速やかに財政改革に着手することができるよう、歳出・歳入両面において財政健全化に向けた具体的な道筋を考えておく必要がある。

消費税率の引き上げをはじめとする歳入面の改革をいつ、どのような形で進めていくべきかについては立場によってさまざまな考え方があり得るが、どのような立場をとるとしても、税財政の現状についての具体的なデータを踏まえて検討を進めていくことが欠かせない。そこで、以下では税制改革をめぐる議論の背景にある税収の動向などについて解説することとしたい。

税収の動向

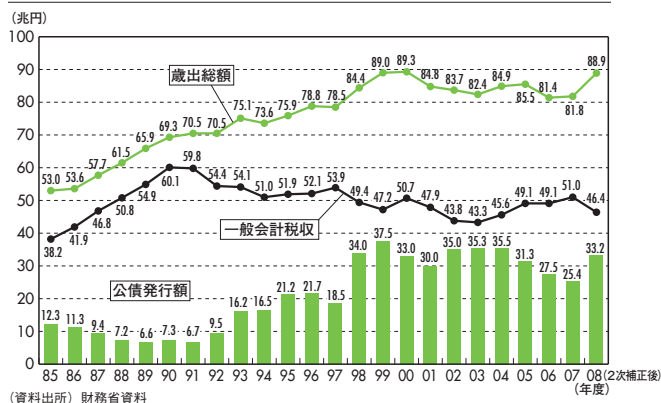
まず、時系列データを利用して1980年代以降の一般会計税収の動向をみると（図表1）、2つの転換点がある

ことがわかる。ひとつは1990年度、もうひとつは2003年度である。80年代には税収は順調に増加傾向をたどり、90年度に初めて60兆円台（60.1兆円）となったが、これを境に税収は減少に転じた。その後、95年度から97年度にかけてやや持ち直しの動きがみられたものの、97年秋以降の景気悪化を受けて税収は再び減少に転じ、2002年度と03年度には40兆円台前半（80年代半ばと同じ水準）にまで落ち込んだ（2000年度の税収は前年度対比3.5兆円の増収となったが、これは郵便貯金の満期集中により利子所得からの税収が大幅に増加したという特殊要因によるものである）。

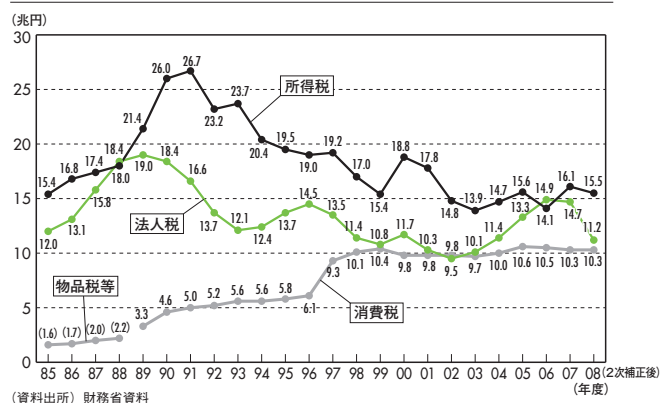
04年度以降は緩やかな景気回復を背景に税収が増加し07年度には50兆円台（51.0兆円）に戻ったが、昨年秋以降の急速な景気の悪化を受けて08年度と09年度については法人税を中心に大幅な減収が見込まれており、税収は再び40兆円台半ばの水準となる見通しである。この傾向が今後もしばらく続く場合には08年度がもうひとつの転換点ということになる。

90年代以降、なぜ税収が減少傾向となったのかという点については、税目ごとの税収の推移をみるとわかりやすい。図表2は国税の各税目のうち所得税、法人税、消費税について税収の推移を示したものである。これによ

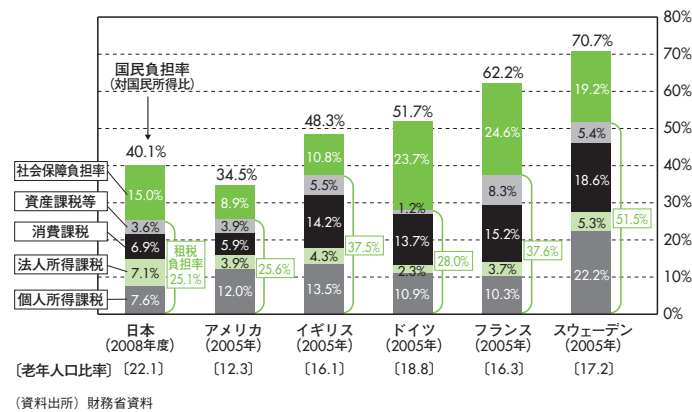
[図表1] 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



[図表2] 主要税目の税収の推移



【図表3】国民負担率の国際比較



ると、消費税については、税率が5%に引き上げられる前(96年度まで)は税収が5兆円ないし6兆円、引き上げ後(97年度以降)はおおむね10兆円で安定的に推移している。

これに対して所得税は91年度に26.7兆円と過去最高になったのを境に減少に転じ、郵便貯金の満期集中という特殊要因の影響を受けた2000年度・01年度を除くとほぼ一貫して減少傾向にあり、08年度と09年度については15兆円程度になるものと見込まれている。また、法人税については90年度から税収が減少に転じ、02年度に10兆円を割り込む水準となった後、06年度・07年度には約15兆円の水準まで回復したが、09年度には再び10兆円程度まで減少することが見込まれており、税収の大幅な変動が生じている。一般会計税収(印紙収入を含む)の6割近く(2009年度当初予算ベースでは56.6%)は所得税と法人税の収入によるものであるから、このような税収構造のもとでは所得税と法人税の変動が一般会計税収全体に大きな影響を与えることになる。

所得税と法人税がこのように大幅な減収となったのは、もちろん90年代以降の長期にわたる経済の停滞と景気対策として実施された減税措置によるものである。所得税の税収の約7割を占める、給与に係る所得税についてみると、80年代には課税ベースとなる給与総額の伸びと税収の伸びがほぼ一致した動きとなっていたが、90年代に入ると給与総額が緩やかに増加する一方、税収は特別減税が廃止された97年度を例外として減少基調となり、両者の間に大幅な乖離が生じることとなった。このことは、所得税の減収の相当程度が政策要因(減税)によるものであることを示唆するものである。法人税については景気の局面に応じて大幅な増減が生じているが、このような循環的な要因だけでなく、バブル崩壊後の調整過程において資産価格の下落に伴う特別損失の計上などに

より課税所得の減少が生じたことが税収の動向に影響を与えている。

税収構造の国際比較

次に、クロスセクション(ここでは国際比較)の情報をもとに日本の税制の特徴を確認することにしよう。図表3は日本を含む6か国の国民負担率(税負担と社会保障負担の合計の国民所得に対する比率)を示したものである。これによると、日本の国民負担率は米国よりは高いものの、ヨーロッパ各国と比べるとまだ低い水準にとどまっている。しばしば指摘されるように、日本の消費課税の負担水準はヨーロッパ各国と比べて低い水準にあるが、図表3からは個人所得課税についても相対的に負担率が低いことがわかる。これに対し、法人所得課税については各国と比べて負担率が高くなっている。

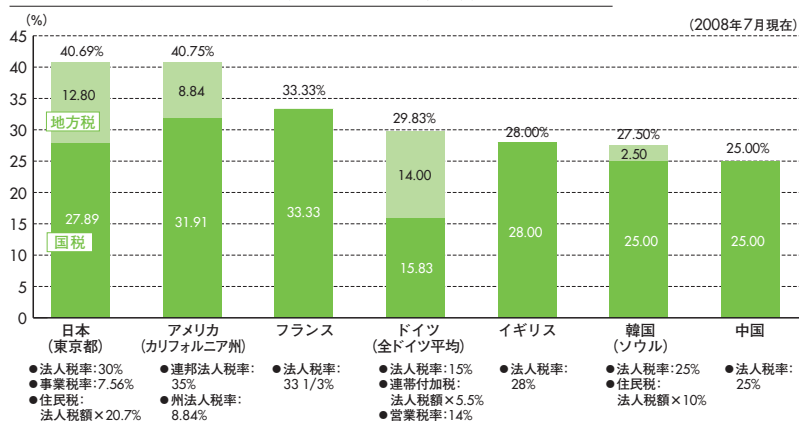
税制とそれに基づく税収の構成については過去の経緯などによって各国それぞれに事情が異なり、ある国がどのような税体系をもつことが望ましいかが国際比較から直ちに導かれるものではないが、対象をより広くとってOECD諸国全体で比較した場合にも上記の特徴は同様に確認されることから、税制改革にあたっては、消費課税については引き上げ、法人所得課税については引き下げの方向で調整がなされるべきというのが基本的な方向性ということになる。

税制改革にあたっての注目点

以上の点を踏まえて、税制改革に向けた検討を行う際のポイントを整理してみることにしよう。

これまでみてきたように、90年代以降、景気の低迷などにより税収が大幅に減少する一方、累次にわたる景気

[図表4] 法人所得課税の実効税率の国際比較



(資料出所) 財務省資料

対策によって歳出が増加したこと、財政赤字の拡大と政府債務の累増が生じ、09年度末には国と地方を合わせた政府長期債務残高が792兆円（GDPの1.5倍超）に達する見通しとなっている（09年度当初予算ベース）。また、高齢化の進展に伴い、社会保障関係の財政負担が今後さらに増加していくものと予想される（足許では毎年1兆円程度のペースで増加）。こうした中で財政収支の均衡化を図り、財政のサステナビリティを確保するとともに、社会保障費の増加に見合う安定的な財源を確保するために歳入の増加を図らなくてはならないということが、税制改革が急がれる大きな理由である。

所得税と法人税が景気変動の影響を受けやすく、必ずしも安定的な財源とはいえない現状を踏まえると、税制改革による増収措置の相当程度は消費税率の引き上げによって対応することが必要ということになるだろう。消費税率については引き上げ幅とらんで引き上げのタイミングが重要な論点となる。景気の先行きが不透明で、今後の情勢が見通しにくい現時点において具体的な実施時期を明示することは困難であり、また、適切でもないが、消費税率の引き上げが政治情勢などの要因によって先送りされることを回避するためには、どのような経済環境になれば税法の附則に盛り込まれた引き上げの条件が成就するのかについて、コミットメントの明確化を図っておくことが必要であろう。

法人税については、日本の法人税率が諸外国と比べて高いのかという点をめぐって財政当局と産業界の間で長年にわたって議論が続けられている。この問題については租税特別措置の影響をどのように見込むかなどによって判断が分かれるが、以下の2つの点に留意する必要がある。ひとつは、法人税の課税対象となる法人の約7割が欠損法人であり、税負担が一部の企業に偏っていると

いうことである。もうひとつは、法人所得課税の実効税率を諸外国と比較した場合、国税については各国と比較してそれほど高い水準にあるとはいえないのに対して、地方税の負担が相対的に重く、このことが企業の税負担を高める要因になっているということである（図表4）。

これらの点を踏まえると、法人所得に対する課税のあり方については、課税標準の見直しや租税特別措置の整理合理化によって法人税の課税ベースの拡大を図り、それによる増収分を法人税率の引き下げに活用することや、地方法人課税（法人住民税と法人事業税）を地方消費税に置き換えていくことなどが検討すべき課題ということになる。地方法人課税の負担水準が高いことは地方自治体、特に法人住民税と法人事業税に対する依存度が高い都道府県の税収が景気の局面によって大きく変動する原因ともなっており、地方法人課税の見直しは地方税改革の観点からも重要な論点といえる。

所得税については、税制のフラット化の流れの中で税率区分の簡素化と最高税率の引き下げが行われてきたが（現在は6段階・最高税率40%）、格差の拡大が懸念される中で税制による所得再分配機能を強化するために税率構造の見直しを行うべきか、配偶者控除や扶養控除など各種控除のあり方についてどのように考えるかなどが重要な論点ということになる。

これらの点を踏まえ、中長期的な観点から、効率的で安定性の高い税制の確立に向けた検討を着実に進めていくことが望まれる。

中里 透 (なかざと・とおる)

1965年生まれ。88年東京大学経済学部卒業。日本開発銀行（現日本政策投資銀行）設備投資研究所、東京大学経済学部助手などを経て現職。専門はマクロ経済学・財政運営。論文に「財政収支と債券市場」（『日本経済研究』第58号、日本経済研究センター、2008年）など。

アジアとの共存 共栄を目指して

畑佐伸英

総合研究開発機構（NIRA）リサーチフェロー

アジアとの貿易・投資

これまで、日本は確かにアジアと共に成長、発展してきた。1970年代の日本の対アジアへの直接投資実績額は他地域より最も多く、その後のアジアの発展に大きく寄与したとよい。アジアとの貿易額も年々増加しており、

対ASEANと中韓との貿易だけで、日本の総輸出入の約40%を占めるに至っている。東アジアの域内貿易も、特に日中韓3国間で活発化している（図表1）。1980年に36%だったASEAN+3内の貿易比率は、2007年には47%へと上昇した。これは、EUの66%には劣るものの、NAFTAより約4%高い数字となっている。アジア域内では加工財や部品の貿易は盛んであるが、消費財取引の域内比率はEUの半分にも満たない。今後、欧米の需要が減退し、アジアの購買力が相対的に高まってくるなかで、東アジア域内の貿易比率はさらに上昇してくると思われる。

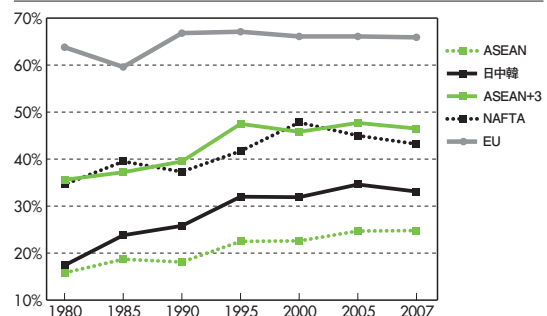
日本の対ASEAN・対中韓の貿易結合度（輸出ベース）は2を越える数字を記録しており、その緊密さが窺える（図表2）。しかし、ASEANに対するその指標は、近年低下傾向にある。世界もASEANにより積極的に進出していることを示しており、特に東アジア内での他国との競争の激化が、日本の相対的地位を低下させていると考えら

アジアに目を向ける

アメリカの住宅バブル崩壊を契機に始まった金融危機並びにその後の世界経済の衰退は、日本経済をも巻き込み、未だ回復の目途がたっていない状況となっている。伊藤元重著『危機を超えて—すべてがわかる「世界大不況」講義』（講談社）では、こうした危機をチャンスに変えるために日本が採るべき施策が提言されている。その方途の一つとして、円高である今こそアジア市場に目を向けたグローバル化を展開していくべきであると述べている。さらに、医療、教育、農業といった内需産業においても、日本をアジアに開くという視点が必要であることを訴えている。

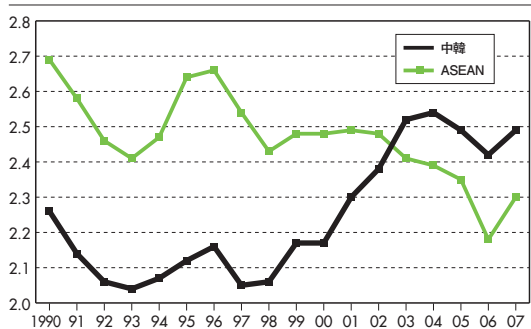
国内では少子高齢化という大きな需要減退の要因を抱えている一方で、アジアの隣国では今後の成長が期待されている大規模市場が存在している。東アジア^{*1}のGDPの対世界シェアは、約30%にも上りEUやNAFTAよりも数%高い^{*2}。人口シェアも同様に30%であり、EUの3倍以上である^{*3}。アジアでも少子高齢化は進むものの、2050年においてもその割合は25%を維持する。さらに日本が進めているASEAN+6の枠組みでは、40年後でも44%の人口シェアとなる。アジアには世界の半分の市場があり、その潜在力も大きいことを再確認するべきであろう。

【図表1】 域内貿易比率



出所：IMF, Direction of Tradeより算出。

【図表2】東アジアとの貿易結合度^{※4}



出所：IMF, Direction of Tradeより算出。

れる。一方で、中韓との貿易結合度は上昇傾向にあり、2003年にはASEANを凌駕するまでになった。

日本は2002年に最初のEPA（経済連携協定）をシンガポールと締結し、その後、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア、ベトナムのASEAN各国とも署名あるいは締結済みとなっている。2008年4月にはASEAN全体とのEPAの署名が完了し、ASEANとの貿易協定の整備は一段落ついた形となった。日本の輸出入総額の27%を占める中韓とのEPA締結の目途が未だたっていないことと、ASEANとの投資協定の交渉促進が、大きな課題として残るものの、東アジアとの連携強化に向けた動きは着々と進められている。アジアのOECD版として日本のイニシアチブのもとで2008年6月に創設されたERIA（東アジア・アセアン経済研究センター）の今後の役割にも大いに期待したい。

アジアとの共存共栄を目指して

日本はこれまで、アジアのリーディングカントリーとして、雁行形態型発展を牽引しながら、そ

の先端を飛び続けてきた。しかし、ここにきてその様相は少し変わりつつある。2007年には一人あたりのGDPで、シンガポールが日本を抜いてアジアで一位となった。また、今後の経済の動きによっては数年後には、一国のGDPにおいても中国に抜かれる可能性がある。

今後、半世紀の間でアジアの経済勢力図は目まぐるしく変化していくという認識のもとで、アジアの市場というものを捉え直す必要がある。アジアとの共存共栄という視点に立って、競争が激しくなったアジア市場に進んで身を投じて鍛え抜かれる中で、アジアの活力と規模の経済を取り込んでいくという姿勢がこれからは求められるのではないだろうか。まずは、経済的な緊密度が最も増してきている隣国の中韓との関係改善、並びにEPA締結から始めるのがよいだろう。NIRAでは今後もアジアに注目しながら、アジアの活性化と統合の深化に関する研究を行う予定である。

●注

- ※1 東アジアとはASEAN+3を指し、中国には香港、マカオが含まれている。
- ※2 GDP (PPP, current US \$) シェアについては、World Bank, World Development Indicatorsより算出した。
- ※3 人口シェアについては、Population Division of the Department of Economic and Social Affairs of the United Nations Secretariat, World Population Prospectsの推計データをもとに算出した。
- ※4 貿易結合度は次のように定義される。B国に対するA国の貿易結合度 = (B国に対するA国の輸出の額 / A国の総輸出額) / (B国に対する世界の輸出の額 / 世界の総輸出額)

畑佐伸英 (はたさ・のぶひで)

2002年名古屋大学大学院国際開発研究科より博士(学術)取得。国連アジア太平洋経済社会委員会社会開発部インターン、早稲田大学アジア太平洋研究センター助手、アジア開発銀行研究所リサーチ・アソシエイト、首都大学東京都市教養学部研究員、総合研究開発機構国際研究交流部研究員などを経て、2007年11月より現職。

[NIRAホームページ]

<http://www.nira.or.jp/index.html>

NIRA政策レビューのバックナンバーをはじめ、NIRAの諸活動を紹介するホームページをご利用ください。

NIRA政策レビュー [No.39]

2009年6月30日発行 ©財団法人総合研究開発機構

編集発行人：伊藤元重 ●NIRA理事長

編集主幹：加藤裕己 ●東京経済大学教授 / NIRA客員研究員

NIRA 総合研究開発機構

〒150-6034 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー 34階
Tel. 03-5448-1735 Fax. 03-5448-1744 E-mail. info@nira.or.jp

再生紙を使用